

津島市 第8期

# 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



# 1 計画の背景

本計画は、国が示した基本指針における以下の7つの主な考え方を踏まえています。

## ①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた中長期的計画

## ②地域共生社会の実現

地域の人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていける社会の実現

## ③介護予防・健康づくり施策の推進（地域支援事業等の効果的な実施）

意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるように社会参加できる環境整備

## ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

自宅と介護施設の中間に位置する「高齢者の住まい」の整備状況を踏まえた適切なサービス基盤の整備

## ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視し「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進

## ⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

2025年以降の現役世代の顕著な減少に備えた介護人材の確保、総合事業等の担い手の確保、介護現場の業務改善や文書量削減等の業務効率化の取組の強化

## ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

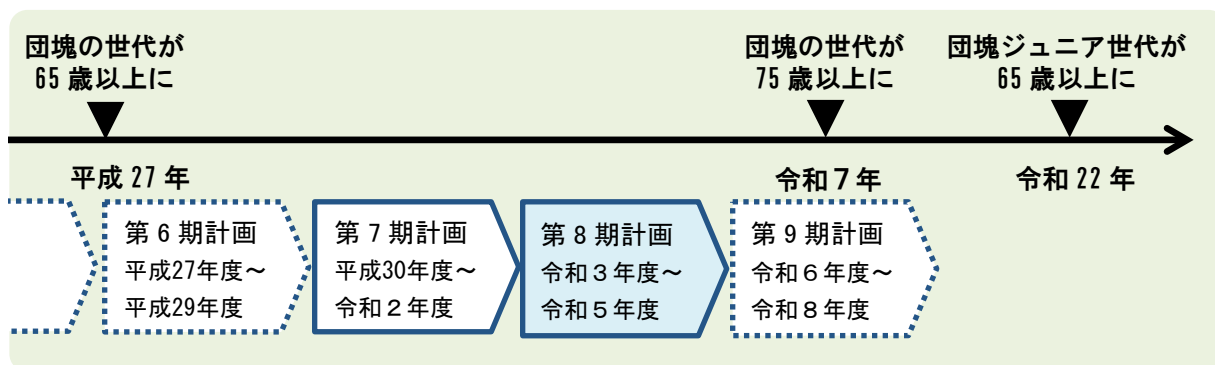
介護事業所等と連携した周知啓発・研修等の実施、災害・感染症の発生時に必要となる物資の備蓄・調達・輸送体制の整備など関係機関と連携した支援・応援体制の構築



# 2 計画の期間と位置付け

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画です。老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、高齢者保健福祉の政策目標と取り組むべき施策・事業を定めています。

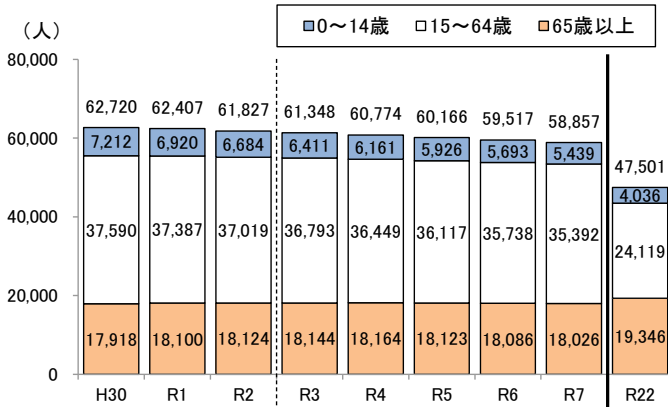
計画の中・長期的ビジョンと計画の期間



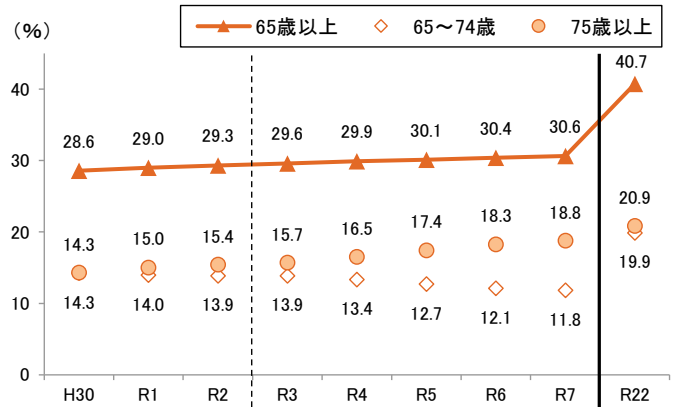
### 3 高齢者の現状と将来推計

本市の人口は減少傾向にあります。高齢者人口（65歳以上人口）は概ね増加傾向にあります。令和2年9月末時点の人口は61,827人、高齢化率は29.3%ですが、令和22年には人口は47,501人に、高齢化率は40.7%になると見込まれます。

年齢別人口の推移と将来推計



高齢者人口割合の変化と将来推計



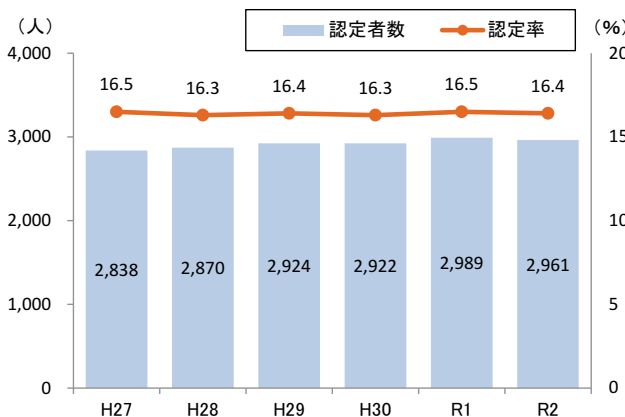
資料：H30～R2（実績値）住民基本台帳（各年9月末時点）、R3～R7・R22（推計値）コーホート要因法による推計

### 4 要介護認定者の状況と介護サービスの利用状況

本市の認定者数は、令和2年9月末現在2,961人です。認定者数は平成29年以降横ばいに推移しており、高齢者数に占める認定率も16.4%前後で横ばいに推移しています。

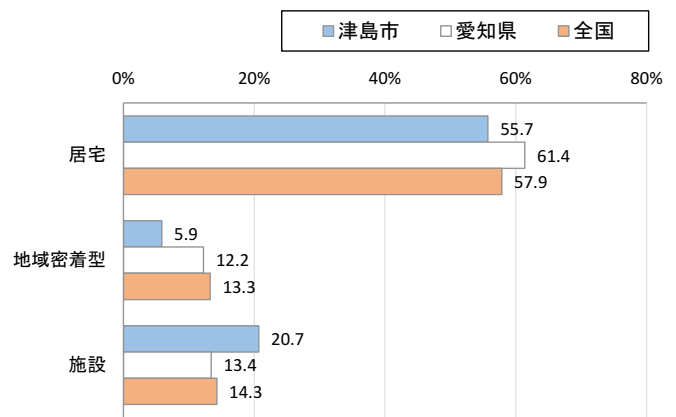
サービス別の受給率をみると、本市では居宅サービス・地域密着型サービスの受給率は国・県より低く、施設サービス受給率は国・県より高くなっています。

認定者数・認定率の推移



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末時点）

サービス別受給率の比較（全国・愛知県）



資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和元年9月利用分）

## 在宅医療・介護連携の推進

- ・自宅で家族を介護したい、最期を自宅で迎えたい意向の高まり
- ▶電子@連絡帳（つながるまい津島）を活用した医療・介護関係者の情報共有の支援が必要

## 介護予防事業の充実

- ・高齢者が要介護状態等になることの予防や状態の軽減、悪化の防止が重要
- ▶つし丸たいそう教室や転倒予防教室等について男性や前期高齢者女性への一層の周知が必要

## 認知症施策の推進

- ・認知症になっても自分らしく暮らし続けられるため、市民一人ひとりの意識や知識を高め、地域全体で支える環境づくりが重要
- ▶認知症サポーターの養成、つしまオレンジサポーターの会の支援、認知症初期集中支援チーム、認知症家族介護交流会等の認知症施策について一層の周知・啓発が必要
- ▶認知症の人や軽度認知障がい（MCI）の人への支援方法の検討が必要

## 介護人材の確保等への取組

- ・医療・介護のニーズの飛躍的な増加が見込まれる2025年を見据え医療・介護の担い手の増加が重要
- ▶介護事業者における介護職員の確保・定着への取組、介護現場の業務効率化や文書に係る負担軽減等の取組が必要
- ▶ポイント制度や有償ボランティア等、元気高齢者がサービスの担い手となる取組の推進が必要

## 基本理念 1

## 住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる社会の深化

## 基本方針 1

安心して生活できる地域づくりの推進

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、助け合いながら暮らしていくことのできる社会をめざします。

## 基本理念 2

## 健康と予防に向けた暮らしづくり

## 基本方針 2

介護予防・健康づくりの推進

市民一人ひとりが地域でいつまでも幸せに暮らし続けることができるよう、高齢者の自立を促進し、健康と予防に向けた環境づくりをめざします。

## 基本理念 3

## 認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の構築

## 基本方針 3

認知症施策の総合的な推進

認知症になっても地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人と家族に必要な情報が得られる体制を整備するとともに、地域ぐるみで認知症の人と家族を支える社会をめざします。

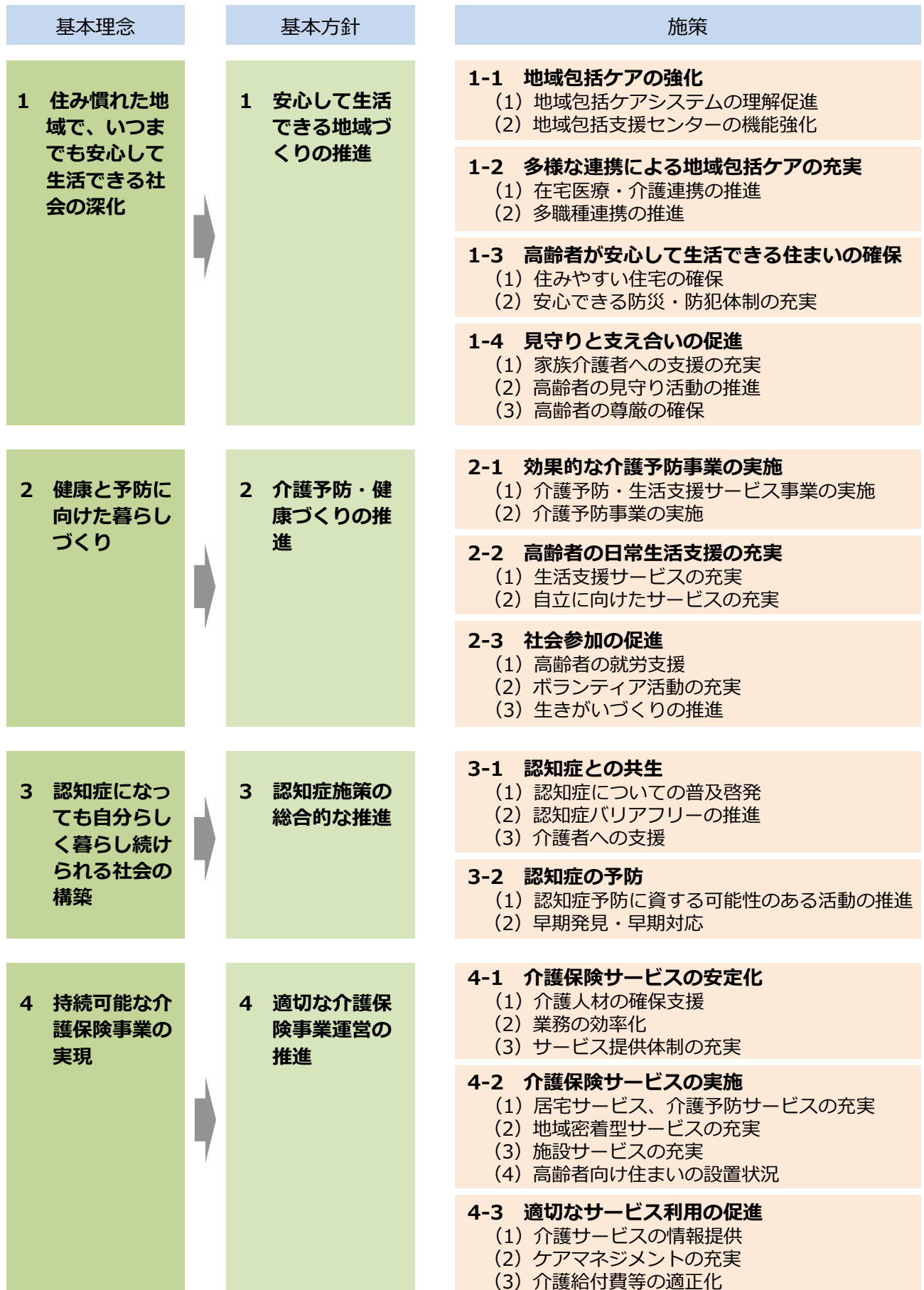
## 基本理念 4

## 持続可能な介護保険事業の実現

## 基本方針 4

適切な介護保険事業運営の推進

2025年、2040年までの中・長期的な展望を持ち、利用者の選択を尊重しながら持続可能な介護保険制度の実現をめざします。



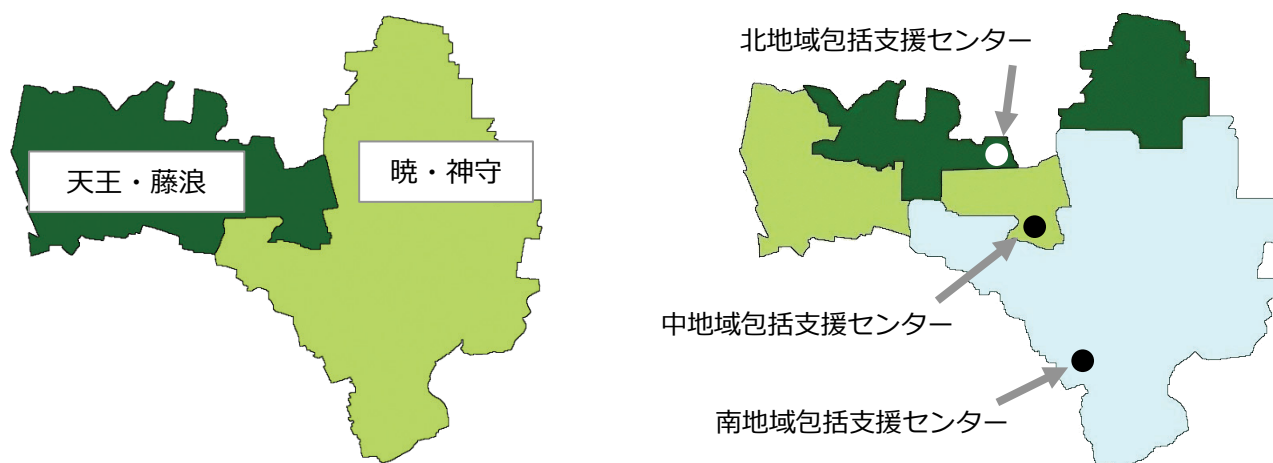


## 8 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、本市では市内の中学校区を2校区ずつまとめた2つの**日常生活圏域**を設定し、圏域ごとに地域密着型サービス等の整備を行っています。

**地域包括支援センター**は、関係機関の連携においても、高齢者と各サービス提供機関との媒介となる機関としても、常にその中心的な役割を果たすものと位置付けられています。本市では3つの地域包括支援センターを設置しています。

日常生活圏域地図・地域包括支援センター地図



## 9 認知症施策の総合的な推進

市民が、認知症を正しく理解して接することができるよう啓発するとともに、認知症の予防や早期発見、早期対応などを進めます。

### 1 認知症との共生

認知症についての普及啓発や認知症バリアフリーの推進などの施策を推進します。今後、認知症の人や家族を地域全体で支え合える環境を整備することとともに、認知症の人本人から発信する機会が増えるような支援が必要です。



### 2 認知症の予防

認知症の「予防」については「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味があります。通いの場における活動の推進等、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進する必要があります。

本計画における介護サービス給付費等の見込額は、以下のとおりです。

令和3年度の標準給付費見込額は約51億円、令和5年度では約55億円となると見込んでいます。また、令和3年度の地域支援事業費は約2億4千万円、令和5年度では約2億5千万円となると見込んでいます。

標準給付費及び地域支援事業費の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期 合計
標準給付費見込額	5,055,147	5,284,130	5,509,749	15,849,025
総給付費	4,739,124	4,955,142	5,147,826	14,842,092
特定入所者介護サービス費等 給付額	141,414	133,220	137,564	412,198
高額介護サービス費等給付額	155,994	174,954	201,199	532,147
高額医療合算介護サービス費等 給付額	16,147	18,233	20,452	54,832
算定対象審査支払手数料	2,468	2,581	2,708	7,756
地域支援事業費	244,273	247,107	251,800	743,180

標準給付費見込額及び地域支援事業費から第1号被保険者からの保険料収納必要額を算出し、予定保険料収納率、被保険者数等から算定した保険料基準額（月額）は5,600円となります。

保険料収納必要額 3,550,909 千円

÷

予定保険料収納率 99.10%

÷

被保険者数 53,320 人  
※所得段階別加入割合補正後

÷

12 か月

||

保険料基準額（月額） 5,600 円

本計画では、第1号被保険者保険料について所得区分の見直しを行い、第7期における第6段階を2つに細分化したうえで基準額に対する割合も引き下げ、高所得者層の基準額に対する割合を引き上げ、より所得に応じた負担となるよう、下表の17段階に設定しました。

所得段階	所得区分	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.49 32,930円
第2段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円を超え120万円以下	0.56 37,630円
第3段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が120万円を超える	0.59 39,650円
第4段階	市民税が課税されている世帯員が いるが本人は市民税非課税	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円以下	0.69 46,370円
第5段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80万円を超える	1.00 67,200円 <基準額>
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15 77,280円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20 80,640円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25 84,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30 87,360円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50 100,800円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60 107,520円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.70 114,240円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80 120,960円
第14段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90 127,680円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.20 147,840円
第16段階	前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.25 151,200円	
第17段階	前年の合計所得金額が800万円以上	2.35 157,920円	

津島市 第8期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和3年3月発行

津島市 健康福祉部 高齢介護課

TEL (0567) 24-1118

